独立行政法人環境再生保全機構平成17年度計画

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成17年度の業務運営に関する計画(年度計画)を次のとおり定める。

1 . 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)組織運営の効率化

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、組織及び人員配置の見直しを行う。

また、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務が遂行できるよう体制を整備する。

(2)業務運営の効率化

業務に対する事後評価の実施

平成16年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、外部専門家、有識者からなる業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

事務処理の簡素化、迅速化の推進

情報共有化システムの機能を高め、機構全般に係る手続の事務処理の簡素化、迅速化を図るとともに、引き続き情報の共有化、知識の共有化を推進する。

外部委託の推進

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託する。

また、外部の専門機関に委託することがより効率的であると考えられる業務について検討し、その結果を踏まえアウトソーシングを行う。

契約に係る競争の推進

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

電子化の推進等

- ア機構全体に係る事務処理について、内部ネットワークを利用し、共有システムの一層の活用を促進させる。
- イオンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理 システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムの利用促進を図る。

(3)経費の削減・効率化

一般管理費

業務運営の効率化を進め、一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成17年度においても業務の効率化に努める。事業費

事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、平成17年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成17年度においても業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において 平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成17年度にお いても適切な執行に努める。

(4)業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」に基づいて、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体 等関係機関に対し、機構ホームページや機構業務案内等を作成し、情報提供 を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。 また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことが

できるよう業務の改善・見直しを行う。

<公害健康被害の補償及び予防業務>

(1)汚染負荷量賦課金の徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の 徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を 通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項 等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。 納付義務者等に対する効果的な指導

- ア 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者 への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、 指導を行う。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

納付義務者に対するサービスの向上

- ア委託商工会議所が主催する103会場の説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫黄酸化物排出量の算定において、 誤りの多い事例を把握し、説明資料に反映させる。 また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する 体制を確保する。
- ウ賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ ご質問のコーナー」を活用し、必要に応じてホームページの改善を図 る。
- エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等 を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。
- (2) 都道府県等に対する納付金の納付

納付申請等に係る事務処理の効率化

- ア 都道府県等からの提出期限の徹底を図るとともに、内部処理の電子 化の促進により、事務処理日数を平成15年度比で10%削減する。 必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道 府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。
- イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。
- ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。
- 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減ア 電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。

福祉事業の新規の事業メニューに対応したフロッピーディスクのシステム改修を行う。

オンライン申請については、引き続き他の都道府県等についても導入等の意向や実態把握を行う。

(3)公害健康被害予防事業

公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、 経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運 用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基 づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気 管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息 等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大 気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保 につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

調査研究事業の実施及び評価

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図り、環境保健分野で7課題、大気環境の改善分野で3課題を実施する。

なお、調査研究費総額は平成15年度比で10%以上削減する。

環境保健分野及び大気環境の改善分野について平成18年度から実施する新規調査研究課題については、それぞれ中期計画に掲げる分野を重点分野として公募を実施し、透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、環境保健分野及び大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容

(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。)) に反映させるほか、 各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

知識の普及及び情報提供の実施

ア地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて 得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業 及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めると ともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善 研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診 査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復 に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を引き続き実施する。

なお、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、低公害車普及(助成)事業については、17年度以降新規事業を凍結する。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、内部事務処理の効率化に努め、助成金交付決定等に係る事務 処理日数を平成16年度実績に対して短縮を図る。

<地球環境基金業務>

(1)助成事業に係る事項

助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。また、地球環境基金運営委員会の下に設置した第三者による評価専門委員会により評価方法の導入に向けた検討を進める。

処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化等、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図る。

第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。また、地球環境基金運営委員会の下に設置した第三者による評価専門委員会により評価方法の導入に向けた検討を進める。

利用者の利便向上を図る措置

- ア 助成案件の内定及び交付決定の早期化を図るため、募集時期の早期 化や年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等の具体的 方策の検討を行う。
- イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aの充実等を推進する。
- ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで紹介し、より 広範な 情報提供を行う。

(2)振興事業に係る事項

調査事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り 組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について検討を行う。

研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。

(3)地球環境基金の運用等について

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや 広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の 理解が得られるように努め、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を 行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

(1)制度に関する情報提供

救済制度について、広報実施計画を定め、対象者に応じたポスター、 パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、 確実かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請 書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。

また、マニュアルの作成に先立ち、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるように、制度や事務手続きについて説明を行い、受付業務の円滑な実施に向けた準備を行う。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取する。

(2) 石綿健康被害者の認定

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、手続きの標準化を図るため、執務マニュアルの作成に向けて必要な検討を行う。

(3)救済給付の支給

救済給付の支給の請求について、手続きの標準化を図るため、執務マニュアルの作成に向けて必要な検討を行う。

(4) 申請者、請求者情報の管理

申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請の情報を管理するための情報処理システムを構築する。

- 3 . 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画
- (1)予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済慫慂

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を慫慂し、回収を強力に促進する。

法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進める とともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に 行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、平成17年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40億円交付されることを予定している。

4 . 短期借入金の限度額

平成17年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。

- 5. 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。
- 6 . 剰余金の使途
 - ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
 - ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等 業務の改善
 - 石綿健康被害救済業務に係る経費
 - 債権管理回収業務に係る経費
 - 人材育成及び広報の充実
- 7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設及び設備に関する計画なし

(2) 人事に関する計画

人員配置、職員の業績評価及び人材育成

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

人事に関する指標 期初の常勤職員数 1 1 4 人 石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 4 人 平成 1 7 年度中に 2 人削減予定

- (3)積立金の処分に関する事項なし
- (4) その他中期目標を達成するために必要な事項

緑地整備関係建設譲渡事業については、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施するとともに、静岡(富士)地区大気汚染対策緑地について、譲渡契約に基づき、施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。

(総 計)

(単位·百万円)

	<u>(単位: 白万円)</u>
区 分	金額
収入	
運営費交付金	2,668
国庫補助金	6,465
その他の政府交付金	50,668
都道府県補助金	2,000
長期借入金	14,500
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	80,630
受託収入	71
運用収入	1,701
その他収入	1,054
前年度からの繰越金	320
	,
計	165,076
	,

支出	
業務経費	68,821
公害健康被害補償予防業務経費	64,427
うち人件費	187
石綿健康被害救済業務経費	154
うち人件費	4
基金業務経費	2,785
承継業務経費	1,455
うち人件費	36
受託経費	71
借入金償還	45,993
支払利息	6,003
一般管理費	717
人件費 (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	1,339
翌年度への繰越金	272
計	123,215

[人件費の見積り]

平成17年度1,253百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当 に相当する範囲の費用である。

公害健康被害補償予防業務経費、石綿健康被害救済業務経費及び承継業務経 (注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円) 分 収入 運営費交付金 582 国庫補助金 57 その他の政府交付金 11,905 業務収入 51,438 受託収入 71 運用収入 1,467 その他収入 9 前年度からの繰越金 53 計 65.582 支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 64,427 うち人件費 187 承継勘定へ繰入 10 受託経費 71 一般管理費 306 人件費 677 翌年度への繰越金 87 計 65,579

[収入支出予算の弾力条項]

- 1. 補償給付費納付金の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として補償給付費納付金の支出予算の増額をすることができる。
- 2. 受託収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。
- (注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
収入 政府交付金	38,763
その他収入	0
計	38,763
支出	
業務経費	154
石綿健康被害救済業務経費	154
うち人件費	4
計	154

[収入支出予算の弾力条項]

石綿健康被害救済給付金並びにその業務の事務に要する経費の支出予算に不 足を生じたときは、当該不足額を限度として石綿健康被害救済給付金等の支出予算 の増額をすることができる。

(基金勘定)

	(単位:百万円)
区 分	金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 都道府県補助金 運用収入 その他収入 前年度からの繰越金	1,023 2,000 2,000 233 1,015 126
āl	6,398
支出 業務経費 基金業務経費 一般管理費 人件費 翌年度への繰越金	2,785 120 198 44
計 	3,147

[収入支出予算の弾力条項]

寄付金収入及び維持管理積立金運用収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

(承継勘定)

区 分	金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 長期借入金 環境再生保全機構債券 業務収入 公害健康被害補償予防業務勘定より受入 その他収入 前年度からの繰越金	1,063 4,408 14,500 5,000 29,192 10 29
計	54,344
支出 業務経費 承継業務経費 うち人件費 借入金償還 支払利息 一般管理費 人件費 翌年度への繰越金	1,455 36 45,993 6,003 290 464
計	54,345

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総計)

(単位:百万円) × 分 金 額 費用の部 89,753 経常費用 89,751 公害健康被害補償予防業務経費 64,310 石綿健康被害救済業務費 86 基金業務経費 2,782 承継業務経費 14,202 一般管理費 2,552 減価償却費 43 財務費用 5.777 臨時損失 収益の部 89,905 経常収益 89,904 運営費交付金収益 2,768 国庫補助金収益 57 その他の政府交付金収益 12,030 PCB基金預り金取崩益 1,761 受託収入 71 業務収入 64,630 運用収入 1,701 その他の収益 1,039 財務収益 5.848 臨時利益 1 純利益 152 目的積立金取崩額 0 総利益 152

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

	<u> </u>
区分	金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 補償業務経費 予防業務経費 一般管理費 減価償却費 臨時損失	65,522 65,521 64,310 63,102 1,208 1,172 39
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 国庫補助金収益 その他の政府交付金収益 業務収入 受託収入 運用収入 その他収入 財務収益 臨時利益	65,557 65,556 599 57 11,905 51,438 71 1,467 16
純利益 目的積立金取崩額 総利益	35 0 35

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

	(羊位	<u>::日乃円/</u>
区 分	金	額
費用の部 経常費用 石綿健康被害救済業務費 減価償却費		86 86 86 0
収益の部 経常収益 補助金等収益 その他の収益		126 126 125 0
純利益 目的積立金取崩額 総利益		39 0 39

(基金勘定)

(単位:百万円)

	\ -	<u> </u>
区分	金	額
費用の部 経常費用 基金業務経費 地球環境基金業務費 PCB廃棄物処理業務費 維持管理積立金業務費 一般管理費 減価償却費		3,105 3,105 2,782 982 1,761 39 322
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 PCB基金預り金取崩益 地球環境基金運用収入 維持管理積立金運用収入 寄付金収益 資産見返負債戻入 雑益		3,113 3,113 1,105 1,761 194 39 10 1
純利益 目的積立金取崩額 総利益		8 0 8

(承継勘定)

(単位 百万円)

		<u>и нлн)</u>
	金	額
典甲の切		
費用の部		21,040
経常費用		15,263
承継業務費		14,202
一般管理費	Ī	1,058
減価償却費		3
財務費用		5,777
収益の部		21,110
経常収益		21,110
運営費交付金収益		1,063
事業資産譲渡元金収入		13,191
資産見返負債戻入		981
財務収益		5,845
社会		29
 純利益	:	7.0
目的積立金取崩額		70
総利益		0
מווד היינים אוני		70

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成17年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

	(年四・ロノリリ/
区 分	金額
.₩ A → III	
資金支出	214,811
業務活動による支出	78,419
投資活動による支出	2,710
財務活動による支出	61,593
翌年度への繰越金	72,089
 資金収入	214,811
業務活動による収入	142,937
運営費交付金収入	2,668
国庫補助金収入	6,465
その他の政府交付金収入	50,668
都道府県補助金収入	2,000
業務収入	76,774
受託収入	71
運用収入	1,707
その他の収入	2,584
投資活動による収入	2,642
財務活動による収入	35,100
前年度よりの繰越金	34,132

(公害健康被害補償予防業務勘定)

	(単位:白力円)
区 分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出	80,693 65,542 2,642 0
翌年度への繰越金	12,509
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 その他の政府交付金収入 業務収入 受託収入 運用収入 その他の収入 投資活動による収入 財務活動による収入	80,693 61,679 582 57 11,905 47,582 71 1,474 9
前年度よりの繰越金	16,372

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

区分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 翌年度への繰越金	38,763 85 68 38,609
資金収入 業務活動による収入 政府交付金収入 その他の収入	38,763 38,763 38,763 0

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

	(単位:日万円)
区分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金	24,254 4,590 0 0 19,664
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 都道府県補助金収入 運用収入 その他の収入 投資活動による収入 財務活動による収入 前年度よりの繰越金	24,254 7,802 1,023 2,000 2,000 233 2,546 0 0

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位 百万円)

	(単位 日万円)
区 分	金額
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
資金支出	71,111
業務活動による支出	8,212
投資活動による支出	0
財務活動による支出	61,593
翌年度への繰越金	1,306
資金収入	71,111
業務活動による収入	34,702
運営費交付金収入	1,063
国庫補助金収入	4,408
業務収入	·
1	29,192
その他の収入	. 29
公害健康被害補償予防業務勘定から の収入	10
投資活動による収入	0
財務活動による収入	35,100
前年度よりの繰越金	1,308
1.7 1.20 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7	1,000
İ	
·	

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。